

生駒市法令遵守委員会

平成21年度第6回会議

日 時 平成21年12月11日（金）
午後3時から
場 所 生駒市役所 401会議室

1 報告書(案)の検討

（「要望等の記録・公表制度の運用に係る報告書(平成21年1月)」、「生駒市法令遵守委員会 平成21年度第3回会議(次第)」等参照）

【報告部分(昨年度の報告書を参照)】

- (0) はじめに
- (1) 要望等の記録・公表制度の1年間の運用状況
- (2) 法令遵守委員会及び研修の開催状況
- (3) 要望等の記録・公表制度についての実態調査

【意見部分に係る検討事項】

- (1) 「要望等」に係る判断基準について
 - ・ 「単なる照会、相談、意見、情報提供」は、条例第2条第6号に規定された「要望等」に該当すべきなのか。
 - 「例示列举」の可否
 - ※ 各課に寄せられる「要望等」の実態について、事務局で把握しきれていない。
 - ・ 事業に伴う近隣対策等、市側からの働きかけによって受けた要望は、条例第2条第6号に規定された「要望等」に該当するのか。
 - ※ ある時点から突然不当要求行為となる可能性がある。
 - ※ 案件・事業の進捗状況によっては、公表しないことも可能である。
(条例第9条第1項)
 - ・ 管理職職員への「来庁記録簿」の導入

(「要望等の記録・公表制度」とは別に運用)

(2) 様式の簡略化、公表手法について

※ 公表する文章を簡略化しすぎた場合、内容自体が不明となる可能性がある。

※ 公表した文章によって、新たにクレームを申し出られる可能性がある。

(3) 管理職職員との懇談について

2 その他について

(1) 法令遵守推進制度の運用状況

(2) 次回以降の委員会の日程調整

(3) 前回の委員会において先生方から質問いただいた点について

- ・「交渉記録」の様式について(事務局から報告)

(4) その他

- ・「総合スポーツ公園用地購入案件」及び「足湯施設建設案件」に係る生駒市総合スポーツ公園用地購入等調査委員会からの「調査報告書」について(事務局から報告)

平成21年度第6回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成21年12月11日(金) 午後3時～5時5分

場所 生駒市役所 401会議室(4階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員
(事務局) 坂野監査委員事務局長、三原監査委員事務局局長補佐、
渡辺監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

議案

1 開会

資料の紹介

2 案件

(1) 報告書(案)の検討

(2) その他について

案件(1) 報告書(案)の検討

意見

先日実施したヒアリングは、現場の市職員からの生の声を数多く聞くことができ、本
当に有意義であった。その際にいただいた意見や委員の意見等を踏まえて整理すると、

- ① 記録の判断基準や例示列举を記したガイドラインの整備
- ② 病院用地取得等市からの働きかけに対する要望を対象とするのか
- ③ 管理職職員を対象とした『来訪・電話記録簿』の導入

が、論点となると考える。

このうち、①については、各部署によって判断基準が異なってくると思われるので、
作成するに当たってどのように作業を進めていってもらえばよいかは課題である。また、
②については、条例第9条に該当するとも考えられる。また、別途交渉記録を作成する
こととなっているので、記録として残ることとなる。さらに、③については、事務局の
説明では、前回の報告書で述べた公職者の要望等全件記録は4月の実施を目標としてい
ることなので、市長選後に今回の提言を行い、公職者の要望等全件記録と『来訪・
電話記録簿』の作成については同じ時期にスタートさせてもいいのではないか。

また、「要望等記録票兼報告書」への記録内容の簡素化については適宜、実施していっ
てもらいたい。

ヒアリングにおいて、『来訪・電話記録簿』の作成は負担になるという声もあった一方
で、全庁的に一斉に実施するのであれば行うといった意見もあった。実施したとしても、
その実効性については最終的には個々の職員の意識付けによらざるを得ない部分が大き
いであろう。

現在、各課から報告された「要望等記録票兼報告書」については事務局で取りまとめているが、今後仮に『来訪・電話記録簿』の取りまとめまで行くと、事務局としても相当の負担となる。したがって、現時点においては普段は記録しておいてもらって、要望等に該当するものだけを提出してもらうようにするのが事務処理を行っていくうえで望ましいかたちである。

本市においては、本条例の制定を受けて、市議会議員から市職員への働きかけはなくなったとの報告も数多く受けている。また、今年5月の委員による研修の開催後、毎月おおよそ18～19件の報告がされるようになり、公職者から受けた要望等についても一定程度報告されるようになった。したがって、事務局としては、現時点においては、制度の運用について改善の方向に向かっているのではないかと考えている。

公職者の要望等全件記録については、委員から1月に提言をいただいてから実施までに時間がかかっており申し訳ないが、仮に4月からの運用にこぎつけても、職員の意識によるところが大きいので、事務局でも研修なりの地道な努力は欠かせないと思っている。

公職者の要望等全件記録実施に際して、公職者から疑問点も含め多数の意見が出るようであれば、委員との懇談会を設けるものも一案ではないか。いずれにしても、本制度の牽制機能は、充分働いているということを報告書等で周知するのが大事であろう。市議会議員には市民の声(要望等)を伝えるという大切な役割があるわけだから、市職員に対して要望等を行ったことに伴って記録されることは、議員活動を積極的に行っていることを示すものであるし、情報公開の観点からも肯定的に評価されるべきであろう。

「要望等の記録・公表制度」については管理職職員のスタンスが重要であり、その点については、委員との懇談の機会を大いに活用しながら進めていくことができればいい。委員との懇談、ヒアリングの機会を設けることによって、市職員の意識改革につながるものと思っている。不断の取組によって職員の意識は徐々に上がっていくが、いったんやめてしまうと再開しても、従来のやり方が染みついてしまっているもので、コンプライアンス意識はすぐには変わらない。今後においても違う部署を対象として続けていくべきだろう。

案件(2) その他について

・報告書の提出時期について

来年1月の市長選挙を経て、来年の4月から全面的に実施するというのであれば、その間に報告書を提出するのはどうか。秋田委員の方で、今日の委員会の意見も踏まえたかたちで委員の意見部分を記載した報告書(案)を次の委員会の2週間前までに事務局に送付することとし、その後各委員に送付する。

・次回の委員会の開催日程について

2月8日(月)午後3時から開催することとする。

・要望等記録・公表制度運用状況の報告